一　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
二　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
三　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

4　前項の規定は、最高裁判所長官が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5　最高裁判所長官は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6　一時差止処分に対する審査請求については、一般の官吏の例による。

（勤勉手当）

第十五条　裁判官（最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官を除く。以下この条において同じ。）であって六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対しては、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から当該基準日の属する月の末日までの間において最高裁判所が定める日に勤勉手当を支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した裁判官（最高裁判所が定める者を除く。）についても、同様とする。

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、最高裁判所が一般の官吏の例に準じて定める割合を乗じて得た額とする。

3　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した裁判官にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において裁判官が受けるべき報酬月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、その額に別表第六の上欄に掲げる裁判官の区分に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（別表第七の上欄に掲げる裁判官にあっては、その額に報酬月額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。

4　前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第十三条中「前条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第十五条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する最高裁判所で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

5　前各項に定めるもののほか、勤勉手当の支給については、一般の官吏の例による。

（寒冷地手当）

第十六条　寒冷地手当は、高等裁判所長官、判事、判事補及び簡易裁判所判事に対し、一般の官吏の例により支給する。

（補則）

第十七条　この規則に定めるもののほか、報酬以外の給与の支給に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（裁判官の寒冷地手当に関する規則等の廃止）

第二条　次に掲げる規則は、廃止する。

一　裁判官の寒冷地手当に関する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第二十九号）
二　裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第三十一号）
三　裁判官の地域手当に関する規則（昭和四十二年最高裁判所規則第十七号）
四　裁判官の初任給調整手当に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第二号）
五　裁判官特別勤務手当に関する規則（平成三年最高裁判所規則第六号）

（平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例）

第三条　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第三条第一項ただし書の規定は適用せず、同条第三項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（報酬法別表判事補の項三号及び四号の報酬月額の報酬を受ける判事補並びに報酬法別表簡易裁判所判事の項八号及び九号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあっては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは、「前項第一号に該当する扶養親族については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下この項及び次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千円（裁判官に配偶者がない場合にあっては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円（裁判官に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については九千円）」とする。

2　平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第三条第一項ただし書の規定は適用せず、同条第三項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「報酬法別表判事補の項三号及び四号の報酬月額の報酬を受ける判事補並びに報酬法別表簡易裁判所判事の項八号及び九号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあっては、三千五百円）、前項第二号」とあるのは「、同項第二号」とする。

3　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第三条第一項ただし書の規定は適用せず、同条第三項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「三号及び四号」とあるのは「一号から四号まで」と、「八号及び九号」とあるのは「五号から九号まで」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」とする。

（裁判官特別勤務手当の支給に関する経過措置）

第四条　平成二十九年三月三十一日までの間における附則第二条による廃止前の裁判官特別勤務手当に関する規則第一条に規定する勤務に対する裁判官特別勤務手当の支給については、なお従前の例による。

（期末手当及び勤勉手当の支給に関する経過措置）

第五条　この規則の施行の際現に附則第二条による廃止前の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則附則第八項の適用を受けている裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給については、なお従前の例による。

（裁判官の育児休業に関する規則の一部改正）

第六条　裁判官の育児休業に関する規則（平成四年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第三十一号）第一条第一項」を「裁判官の報酬以外の給与に関する規則（平成二十九年最高裁判所規則第一号）第十二条第一項」に、同条第二項中「裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第四条第一項」を「裁判官の報酬以外の給与に関する規則第十五条第一項」に改める。

最高裁判所長官　寺田　逸郎

別表第一（第二条関係）

区分	初任給調整手当の月額
報酬法別表判事補の項五号の報酬月額の報酬を受ける判事補 報酬法別表簡易裁判所判事の項十号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	一九、〇〇〇円
報酬法別表判事補の項六号の報酬月額の報酬を受ける判事補 報酬法別表簡易裁判所判事の項十一号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	三〇、九〇〇円
報酬法別表判事補の項七号の報酬月額の報酬を受ける判事補 報酬法別表簡易裁判所判事の項十二号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	四五、一〇〇円